

留 総 総 第 3 2 号

平成 2 9 年 4 月 2 7 日

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹
留萌市監査委員 坂 本 守 正 様

留萌市長 高 橋 定 敏

平成 2 8 年度財政援助団体等監査結果に基づく措置について

平成 2 9 年 3 月 2 4 日付留監第 1 5 0 号で報告のあった監査結果のうち、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし講じた措置について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知します。

(総務部総務課総務係)

財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置

(1) 団体（留萌中小企業相談所）に関する事項

- ① 収支決算書（別紙様式第6号関係）中、補助金額の算出内容が未記載のまま提出されているので改善願いたい。
- ② 補助事業との関連がないと思われる用務の出張があるので精査願いたい。
- ③ 会議費のうち飲食を伴うと見受けられる懇親会費が補助対象経費として計上されているので、所管課と協議願いたい。

【所管の対応】

①から③の指摘事項に関しては、後述の改善事項のとおり対応するとともに、今後においても団体に対して定期的な指導監査を実施する。

(2) 所管課（経済港湾課）に関する事項

① 指摘事項

交付申請及び実績報告時の基となる収支予算・決算書は、委託料も含まれた留萌中小企業相談所全体事業費となっているため、補助金額算定時の委託事業費の取扱いについて整理願いたい。

① 改善事項

委託業務は、平成22年度より上限額（6,000千円）を変更せず、補助金と委託料（中小企業活性化事業委託）に分割し支援してきたが、平成26年6月に「小規模企業振興基本法及び小規模支援法」が施行され、自治体としての役割などが明記されたことを受け、留萌市として「地元小規模事業者の実態に応じた施策検討」、「補助支援内容の明確化」、「既存調査等の継続」などを実施するため、平成28年度に「留萌市中小規模事業指導推進費補助金」として留萌中小企業相談所に対する支援を一本化し整理した。

② 指摘事項

留萌市小規模事業指導推進費補助金交付要綱第3条（補助金の交付対象事業）では、補助の対象となる経費等は「別表1に掲げる事業に必要な経費であって、補助対象経費に掲げるもののうち、必要かつ適当と認めるもの」としているが、補助金額等については「中小企業相談所の運営に係る費用から、道補助金を差し引いた残額の50/100以内の金額で、補助対象事業件数に補助対象事業単価を乗じて得た金額で予算の範囲内」となっており、補助対象経費のうち補助金の交付対象として認めるものの範囲がはっきりしていないため整理されたい。

なお、平成20年度監査報告において、「飲食を伴う懇親会費などの支出について、補助対象経費から除くべき」と報告したが、補助対象経費に計上されているので合わせて整理願いたい。

② 改善事項

平成28年度に「留萌市小規模事業指導推進費補助金交付要綱」を「留萌市中小規模事業指導推進費補助金交付要綱」に全面改正し、補助対象範囲などを

明確にしたことから、今後は、適切な処理がなされるものと考えており、あわせて、留萌市補助金交付規則第5条及び第14条の規定に基づく調査等の実施により、補助金の支出について万全を期する。

③ 指摘事項

補助金交付申請関係書類に未記載の項目があるため、団体に対し指導していただきたい。

③ 改善事項

平成28年度からは、全ての提出書類に関して記載漏れの無いよう、改めて団体に対して指導していく。

④ 指摘事項

道が国の補助を受けて実施する小規模事業指導推進費補助金と密接に関連する事業と思われるため、補助対象経費は道に準じた方がよいと考えられることから、補助対象経費のあり方について検討されたい。

④ 改善事項

平成28年度の要綱全面改正より、補助対象経費については、北海道に準じたものとしたが、所長の人件費や事務局費などの運営上必要な経費が対象となっていない部分については、「その他市長が必要と認めるもの」とし、補助対象経費とした。